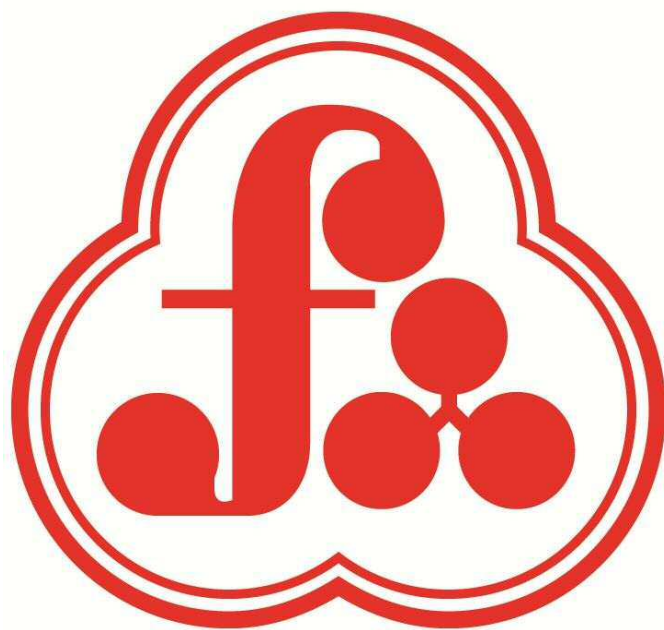


J A 福光の現況

(平成26年度上半期福光農業協同組合ディスクロージャー誌)



福光農業協同組合

目 次

ごあいさつ	1
I 地域貢献に関する取組み	
1. 全般に関する事項	2
2. 地域からの資金調達の状況	2
3. 地域への資金供給の状況	3
4. 文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）	4
II 財務状況や事業に関する開示	
1. 金融再生法開示債権（単体）	9
2. 単体自己資本比率	9
3. 主要勘定の状況	9
4. 有価証券等時価情報	10
○ 主な貯金商品	11
○ 主な貸出商品	12

（注）本書内表示単位金額未満を切り捨てて表示している箇所があります。計の記載金額について記載項目の合計と一致しない所がありますのでご了承ください。

ごあいさつ

組合員をはじめ地域の皆さまには、日頃より福光農業協同組合をご利用いただき、心よりお礼申し上げます。

さて、当JAでは組合員はもとより社会においての信頼を確保するため、経営内容の積極的な情報開示を通じて健全性と透明性を高め、当JAに対する理解を深めていただくため「上半期ディスクロージャー誌」を発行いたします。

本誌をとおして当JAに対するご理解をより一層深めていただければ幸いと存じます。

本年度は、協同活動強化第13次3か年運動の2年目として「次代へつなぐ協同」「JA福光らしい組織運動の展開」のもと、下記の3本柱により安心して暮らせる地域社会をめざしております。

- ★ 地域資源の未来への創造
- ★ 豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向けて
- ★ 次代と共に存立する「地域に根ざした協同組合」を目指して

これからも財務の健全化、内部統制の整備、コンプライアンス態勢の強化に取り組み、皆さまに安心してご利用いただける金融機関をめざして、健全経営に努めてまいります。

今後とも一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

平成26年11月

福光農業協同組合

代表理事組合長

齋田 一 除



I 地域貢献に関する取組み

1. 全般に関する事項

当組合は、南砺市（平成 16 年 11 月 1 日合併前の西砺波郡福光町）を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JA の総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

2. 地域からの資金調達の状況

（1）貯金・定期積金残高

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりした貯金の残高は、64,545 百万円（うち定期積金の残高は 1,424 百万円）となっております。

資格別の貯金・定期積金の残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	58,005 百万円
そ の 他	6,539 百万円
合 計	64,545 百万円

（2）貯金商品

目的・期間・金額にあわせてご利用いただける各種貯金を取り扱っております。

主な貯金商品については、本誌 11 ページをご覧ください。

3. 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高

組合員をはじめ地域の皆さまへの貸出金の残高は、5,385百万円となっております。JAは地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、農業資金、事業資金や個人向けのご融資に積極的に対応してまいりました。

資格別の貸出金残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	3,291 百万円
地 方 公 共 団 体	1,059 百万円
そ の 他	1,033 百万円
合 計	5,385 百万円

(2) 制度融資取扱状況

農業制度資金とは、農業経営に必要な資金を低利で利用できる融資制度です。

農業制度資金には大きく分けて、国や地方公共団体が、①JA等民間金融機関の資金を原資とする貸付けに利子補給などを行うもの、②財政資金を直接貸し付けるもの、③財政融資資金などを原資とするものの3タイプがあります。

資金別融資残高の内訳は次のとおりです。

農 業 近 代 化 資 金	88 百万円
農 業 改 良 資 金	16 百万円
農業経営基盤強化資金(スーパーL)	25 百万円
農業経営改善促進資金(スーパーS)	3 百万円
合 計	132 百万円

(3) 貸出商品

農業者の皆さまには、JA独自の営農資金をご用意しております。

その他にも事業資金、住宅ローン、教育ローン、マイカーローンなど、組合員をはじめ地域の皆さまの事業や暮らしに必要な資金をご融資しております。

主な貸出商品については、本誌12ページをご覧ください。

4. 文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

（1）文化的・社会的貢献に関する事項

◎地域で採れた食材を学校給食へ供給

春はアスパラガスやキャベツ、夏にはじゃがいもや玉ねぎ、秋にはキャベツ、ブロッコリーやさつまいも等を中心に、管内の小学校に食材提供しています。

◎各種文化教室

女性部員を対象に生活文化の向上を図ることを目的として、環境（エコ）問題や料理・健康等についての勉強会や趣味の活動を行っています。



◎キッズクラブ

小学生を対象に水稲や野菜等の植付・管理・収穫を年間通じて体験いただくことで食農教育の推進に努めています。



◎ひだまりの会

福祉施設での奉仕活動や地区ごとに「そくさい会（ミニ宅老所）」の開設等、高齢者へのボランティア活動を行っています。

◎年金相談会・ローン相談会の開催

年間を通じて休日の相談会を開催し、利用される方の利便性を高め、平日の営業時間にご来店できない方にもご利用いただいています。

◎スポーツイベントの開催

組合員及びその家族を対象としてペタンク大会、ゲートボール大会、ゴルフコンペを開催し、参加者相互の親睦を図り、また心身の健康づくりに貢献しています。



(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

◎年金友の会

地区センターごとに会員のための親睦旅行を開催しています。あわせて、会員の誕生日にお花をプレゼントしています。また、連絡協議会では合同企画を実施しています。



◎共済友の会

J A共済への理解を深めるとともに、会員相互の親睦を深めるための旅行を開催しています。

◎旅行友の会

地区センター旅行友の会を核として国内外の旅行を企画・実施しています。

(3) 情報提供活動

◎農協だより「ファースト」の発行

月刊広報誌「ファースト」は、農政や農業技術及び地域での出来事等の情報をお知らせしています。加えて皆さまからの意見等もお聞かせ頂いております。



◎ホームページでの情報伝達・PR

当農協の基本方針や事業内容など利用者への情報提供をはじめ、お米のインターネット販売を行っています。

また、当農協へのご意見やご要望は、メールでも承っています。

ホームページアドレスは、

<http://www.ja-fukumitsu.or.jp>

電子メールアドレスは、

jafuku3@ja-fukumitsu.or.jp



(4) 店舗一覧

(平成26年8月末現在)

店舗及び事務所	住所	電話番号	A T M 設置台数
本所	南砺市荒木 5318	52-1335	
金融共済部 金融本店	南砺市荒木 5318	52-1331	2台
金融共済部 共済本店	南砺市荒木 5318	52-1332	
共済事故相談センター	南砺市荒木 990	52-3451	
生活自燃部 生活課	南砺市荒木 5318	52-2841	
デイサービス日向ぼっこ (通所介護)	南砺市福光 1192	52-3939	
ふれあいセンター (居宅介護支援・訪問介護)	南砺市福光 1192	52-8585	
旅行センター (文化指導課)	南砺市荒木 5318	52-8181	
営農部 アグリフロンティアセンター	南砺市天神 237-1	52-4153	
アグリ配送センター	南砺市天神 240	52-8530	
う米蔵	南砺市天神 241	52-7171	1台
農業機械センター	南砺市天神 225	52-6616	
生活自燃部 自動車課・燃料課	南砺市荒木 990	52-3445	
セルフSS	南砺市遊部 770	52-4170	1台
石黒地区センター	南砺市福光 7302	52-2333	
広瀬地区センター	南砺市福光 1165	52-2233	
広瀬館地区センター	南砺市祖谷 30	52-1040	
西太美地区センター	南砺市才川七 241	55-1316	
太美山地区センター	南砺市嫁兼 197-1	55-1216	
東太美地区センター	南砺市土生新 349	52-2424	
吉江地区センター	南砺市吉江中 669-1	52-1212	
北山田地区センター	南砺市宗守 356	52-0116	
山田地区センター	南砺市大塚 63	52-1113	
南蟹谷地区センター	南砺市砂子谷 1390	58-1011	
福光地区センター	南砺市福光 6722	52-1123	1台
店舗外A T M設置店	福光行政センター前		1台
	サンキューフレッサ店		1台

II 財務状況や事業に関する開示

1. 金融再生法開示債権（単体）

（単位：百万円）

債権区分	平成26年度上半期末 (平成26年8月末)	平成25年度末 (平成26年2月末)	増減
破産更生債権および これらに準ずる債権	29	33	▲4
危険債権	70	54	16
要管理債権	1	1	0
正常債権	5,316	5,007	309
合計	5,416	5,095	321

2. 単体自己資本比率

平成26年度上半期末（推計値） (平成26年8月末)	平成25年度末 (平成25年2月末)
17.35 %程度	17.65 %

（注）平成26年度上半期末の自己資本比率（推計値）は、平成25年度末の自己資本額、オペレーショナル・リスク相当額及び平成26年度上半期末の信用リスク・アセット額（推計値）に基づき算出しています。なお、平成26年度上半期末の信用リスク・アセット額（推計値）の算出にあたって、一部の項目については平成25年度末の額（データ）を使用しています。

3. 主要勘定の状況

（単位：百万円）

	平成26年度上半期末 (平成26年8月末)	平成25年度末 (平成26年2月末)	平成25年度上半期末 (平成25年8月末)
貯金	64,545	64,152	61,718
貸出金	5,385	5,065	5,260
預け金	51,460	51,092	48,873
有価証券	6,507	6,612	6,406

4. 有価証券等時価情報

【有価証券】

(単位：百万円)

区 分	平成26年度上半期末 (平成26年8月末)			平成25年度末 (平成25年2月末)		
	帳簿価額	時価	評価損益	帳簿価額	時価	評価損益
満期保有目的	1,198	1,259	61	1,198	1,257	59
そ の 他	5,154	5,308	154	5,261	5,414	153
合 計	6,352	6,567	215	6,459	6,671	212

(注1) 平成26年度上半期末の有価証券の時価は、当該時点における市場価格等に基づく時価として
います。

(注2) 帳簿価額は償却原価法適用後、減損処理後のものです。

【主な貯金商品】

種 類	しくみと特色	お預入期間	お預入額
普通貯金 (総合口座)	いつでも預入・引出ができます。給与・年金・配当金などの自動受取、公共料金・クレジット・税金などの自動支払に便利です。 更にキャッシュカードをご利用になると全国のJ AのCD・ATMはもちろん他の提携金融機関やコンビニATMもご利用いただけます。 総合口座に組合せた定期貯金を担保として、自動融資を受けることができます。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄貯金	お預け入れ残高に応じて、4段階の金利が設定されているため、普通貯金より高利回りで運用できます。ただし、給与・年金等の自動受け取りや、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由	1円以上
当座貯金	小切手・手形によりお支払いができますので、ご商売をなさる方に便利です。	出し入れ自由	1円以上
スーパー定期貯金	お預け期間は1ヵ月以上の決められた期間、預入れ時の利率が満期日まで変わらない確定利回り。預入期間が3年以上は有利な半年複利も選択できます。	1ヵ月以上 10年以内	1円以上
大口定期貯金	大口資金の運用に便利で安全確実な商品です。	1ヵ月以上 10年以内	1,000万円以上
期日指定定期貯金	お利息が1年複利で計算される定期貯金です。お預け入れから1年たてば1ヵ月前のご通知でいつでも満期日を指定できますし、元金(1万円以上)の一部引き出しもできます。	最長3年	1円以上 (ただし通帳式は1万円以上)
変動金利型定期貯金	市場金利に応じて6ヵ月ごとに金利が変更となる定期貯金です。半年ごとの複利計算も選択できます。	1・2・3年	1円以上
定期積金	目標額に合わせて、毎月の預け入れ指定日に積み立てる貯金です。積立期間は自由に選べますから、プランにそって無理なく目標達成できます。	6ヵ月以上 10年以内	1回 1,000円以上
一般財形貯金	積立額、目的ともご自由。お預入れ後、3年経過すればいつでもお引出しできます。	3年以上	1回 1円以上
財形住宅貯金	住宅取得を目的とした積立で非課税が適用されるたいへん有利な貯金です。また、年金財形と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回 1円以上
財形年金貯金	退職後の生活に備えた資金作りに最適です。在職中に積立を行い、60歳以降に年金としてお受け取りできます。また、住宅財形と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回 1円以上

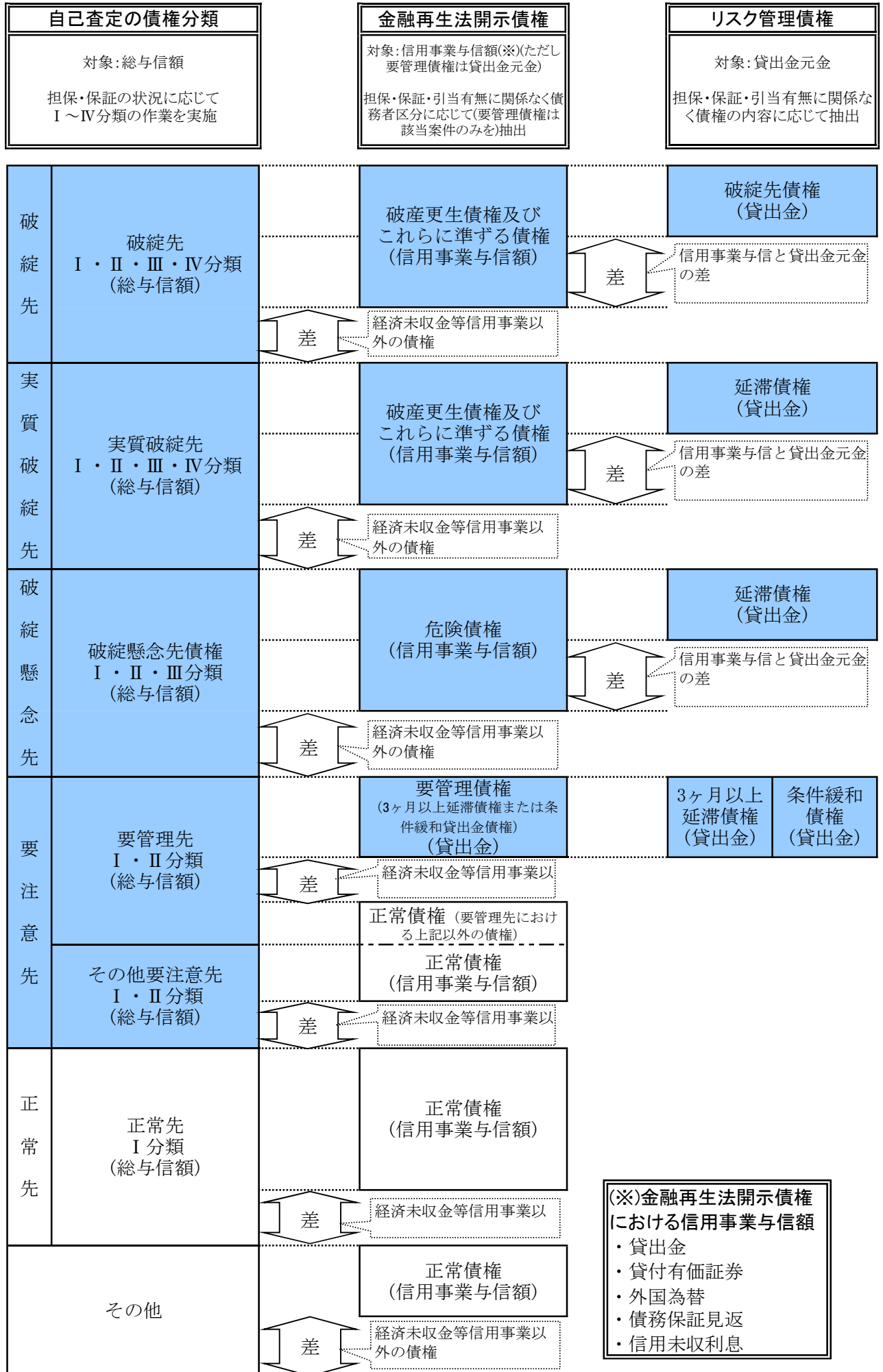
※ 商品については約款の内容などをご確認いただき、ご不明な点は店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

【主な貸出商品】

種 類	内 容	ご融資期間 (返済期間)	ご融資金額 (限度額)
住宅ローン	マイホームの新築・増改築・住宅・土地の購入・他金融機関借入の住宅資金の借換にご利用ください。	3～35年	5,000万円
リフォームローン	リフォームにもお役立ていただけます。増改築や改修・補修・インテリアや外装の工事などにご利用ください。	1～10年6ヶ月	500万円
マイカーローン	新車や中古車・バイクの購入をはじめ、修理・車検費用・車庫など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。	6ヶ月～7年	500万円
教育ローン	高校、高専、短大、大学、専修学校等に就学予定のお子さんの入学金や家賃・授業料などの学費にご利用いただけます。在学中の方でもご利用になれます。	13年6ヶ月以内	500万円
フリーローン	電化製品やブライダル等、生活に必要な一切の資金です。	6ヶ月～5年	300万円
カードローン	あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返し利用することができます。全国のJAのCD・ATMはもちろん他の提携金融機関やコンビニのATMでも借り入れることができます。	1年	50万円
農機ハウスローン	農機具の購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要なご資金、及び他金融機関の農機具ローンのお借換資金。パイプハウス等資材、建設費用。格納庫建設資金。	1～10年	1,800万円
アグリマイティー資金	農業生産に直結する設備資金・運転資金。農産物の加工・流通・販売に関する設備資金・運転資金。地域の活性化・振興を支援するための設備資金・運転資金。	長期：10年 短期：1年以内	個人： 5,000万円 個人以外： 2億円
営農ローン	営農に必要な一切の資金。	1年	300万円
アグリエース	農業経営に必要となる一切の運転資金。	1年	個人： 1,000万円 法人団体： 2,000万円

※ その他にも皆さまの暮らしや農業者・事業者の方々に必要な資金を融資しております。店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

自己査定 of 債権分類・金融再生法開示債権・リスク管理債権の相互関係



(※)金融再生法開示債権における信用事業与信額

- ・ 貸出金
- ・ 貸付有価証券
- ・ 外国為替
- ・ 債務保証見返
- ・ 信用未収利息

○自己査定 of 債権分類

【金融検査マニュアル】

1. 債権の分類方法

(3) 債務者区分

①正常先

正常先とは、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者をいう。

②要注意先

要注意先とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいう。

また、要注意先となる債務者については、要管理先である債務者とそれ以外の債務者とを分けて管理することが望ましい。

(注)「要管理先である債務者」とは、要注意先の債務者のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者をいう。

③破綻懸念先

破綻懸念先とは、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(金融機関等の支援継続中の債務者を含む)をいう。

具体的には、現状、事業を継続しているが、実質債務超過の状態に陥っており、業況が著しく低調で貸出金が延滞状態にあるなど元金及び利息の最終の回収について重大な懸念があり、従って損失の発生の可能性が高い状況で、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。

④実質破綻先

実質破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。

具体的には、事業を形式的には継続しているが、財務内容において多額の不良資産を内包し、あるいは債務者の返済能力に比して明らかに過大な借入金が残存し、実質的に大幅な債務超過の状態に相当期間陥っており、事業好転の見通しが無い状況、天災、事故、経済情勢の急変等により多大な損失を被り(あるいは、これらに類する事由が生じており)、再建の見通しが無い状況で、元金又は利息について実質的に長期間延滞している債務者などをいう。

⑤破綻先

破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者をいう。

⑥その他

査定対象外となる国、地方公共団体、被管理金融機関等

○金融再生法開示債権

【金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則(金融再生法施行規則)】

(資産の査定の基準)

第4条

法第六条第二項に規定する主務省令で定める資産の査定の基準は、金融機関(労働金庫及び労働金庫連合会を除く。以下同じ。)の有する債権(中略)について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次に掲げるものに区分することをいう。

一 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

二 危険債権

三 要管理債権

四 正常債権

2 前項第一号に掲げる「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう(第六条において同じ。)

3 第一項第二号に掲げる「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう(第六条において同じ。)

4 第一項第三号に掲げる「要管理債権」とは、三月以上延滞債権(元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸出債権(同項第一号及び第二号に該当する債権を除く。))をいう。)及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権(同項第一号及び第二号に該当する債権並びに三月以上延滞債権を除く。))をいう(第六条において同じ。)

5 第一項第四号に掲げる「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同項第一号から第三号までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう(第六条において同じ。)

○リスク管理債権

【銀行法施行規則】

(業務及び財産の状況に関する説明事項の縦覧等)

第19条の2

法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

五 銀行の直近の二営業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損益処理計算書

ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

(1) 破綻先債権(元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。))のうち、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。以下同じ。))に該当する貸出金

(→イからホまでに掲げる事由)

イ 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に關する法律の規定による更生手続開始の申立て

ロ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て

ハ 破産法の規定による破産の申立て

ニ 商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て

ホ イからニまでに掲げる事由に準ずるものとして財務省令で定める事由(→手形交換所(手形交換所のない地域にあっては、当該地域において手形交換業務を行う銀行団を含む。))による取引停止処分とする。)

(2) 延滞債権(未収利息不計上貸出金であって、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいう。以下同じ。))に該当する貸出金

(3) 三カ月以上延滞債権(元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。))をいう。以下同じ。))に該当する貸出金

(4) 貸出条件緩和債権(債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。))をいう。以下同じ。))に該当する貸出金